

平成 28 年 12 月 13 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦
健 康 福 祉 課 長	川 畑 智

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細川 一元
富来病院事務長	高野 正
会計管理者(会計課長)	山口 勝好
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹内 伸二
議会事務局参事	村井 直

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町長提出 議案第 71 号ないし第 79 号、第 83 号ないし第 87 号及び第 90 号ないし第 92 号並びに請願第 6 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 定住対策及び人口流出対策に関する調査の件

追加日程第 1 定住対策特別委員会廃止の件

日程第 4 町長追加提出 議案第 93 号及び第 94 号 (説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 諸般の報告

**越後敏明議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 町長提出 議案第71号ないし第79号、第83号ないし第87号及び第90号ないし第92号並びに請願第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**越後敏明議長** 次に、町長提出 議案第71号ないし第79号、第83号ないし第87号及び第90号ないし第92号並びに請願第6号を、一括して議題とします。

以上の案件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文総務産業建設常任委員会委員長** 議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第4回定例会におきまして、総務産業建設常任委員会に付託された議案5件につきまして、7日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第77号 第2次志賀町総合計画基本構想の策定については、平成29年度から38年度までの10か年を計画期間とする第2次志賀町総合計画の策定にあたり、議会の議決を求めるものであります。審査においては、過日の全員協議会で説明を受けた資料の字句の一部修正がなされたとの報告を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。なお、字句の修正箇所につきましては、第1章町の将来像の2基本方針の（5）笑顔になれる人が輝くまちづくり、及び第4章施策の体系の文中で、「広域交流」とあるのを、「国際・広域交流」に改めるものであります。

次に、議案第78号 志賀町簡易水道事業等を志賀町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、平成29年度から簡易水道事業を水道事業に統合し、鶴野屋地保飲料水供給施設事業に地方公営企業法を適用し、水道事業に会計統合するにあたり、関係条例の整理を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、水道料金設定の根拠や今後の供給体制について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 79 号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、及び議案第 83 号 志賀町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例については、国の人事院勧告及び人事院規則の一部改正により、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 84 号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

**久木拓栄教育民生常任委員会委員長** 議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託をされました、議案 6 件及び請願 1 件について、8 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第 85 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、日本と台湾との間で二重課税を回避するなどの措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正をされたことに伴う当該条例の一部改正であり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 86 号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例につきましては、現在休止している保育園について、施設の転用や老朽化による取り壊しを行うため、当該条例中、該当保育園の名称を削除するための改正であり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 87 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、利用者ニーズに基づくスポーツ振興・健康増進事業の推進及び施設の有効利用と管理運営に効率化を図ることを目的として、町内の主たる体育施設に指定管理制度を導入するための一部改正であります。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号 志賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、及び議案第 91 号 志賀町ショートステイの指定管理者の指定については、平成 29 年 3 月 31 日で指定期間が満了することから、引き続き、社会福祉法人はまなす会を指定管理者として指定するものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 92 号 志賀町体育施設の指定管理者の指定については、全国的にスポーツ施設の指定管理を実施しており、また、本町の B & G 海洋センター・フレアの指定管理者でもある大阪市のミズノスポーツサービス株式会社を、町内の主たる体育施設の指定管理者として指定するもので、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第 6 号 介護保険の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める請願については、介護従事者の人材確保・離職防止などの対策を実現していくための介護報酬の引き上げを含む見直しの検討や、介護従事者の処遇改善の実施を求める意見書を、国の関係機関へ提出してほしいとの趣旨でありました。採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第でございます。

以上、教育民生常任委員会報告といたします。

**越後敏明議長** 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託をされました議案 6 件について、9 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第 71 号 平成 28 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）について、議案第 72 号 平成 28 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 73 号 平成 28 年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 74 号 平成 28 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 75 号 平成 28 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、及び議案第 76 号 平成 28 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、各事業の執行に伴う事業

費の補正が主なものであり、委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略をさせていただきますが、採決の結果、いずれの案件も全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**越後敏明議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**越後敏明議長** これより、各案件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第 98 により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**南正紀議員** 議長。

**越後敏明議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、請願第6号 介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める請願に反対の立場で討論いたします。

本請願は、介護報酬の引き上げにより、介護従事者の処遇改善を行い、従事者の確保を求めるものであります。

請願で訴えられているとおり、今般の我が国の医療と介護の事情は、地方の医師、看護師、介護福祉士などのマンパワーの不足や高額となった医療報酬、厳格な看護基準による看護師等の過酷な就労環境、多種多様な薬価基準、高いとは言えない介護報酬など様々な課題や問題が山積しております。

しかし、あたかも介護報酬の引き上げを含む見直しにより、本請願の趣旨が達成されるかと言えば、私はそれのみによって達せられるとは思いません。この問題については、医療福祉業界全体の構造的な問題や制度的な課題等が多く

あり、断片的な施策によって解消されるものではないことは、皆さんもご承知のとおりであります。

国の医療、保健、福祉の総合的な連携における議論を重ね、国民の健康や生命を守ることが必要と考えます。よって、この請願を完全に否定するものではありませんが、内容が若干不足している点、内容に偏りが見られる点において、賛成をしかねるものであります。願わくば、今後新たに請願もしくは議会議案が明確な内容をもって提出されることをご期待申し上げ、反対を表明するものであります。

以上、議員各位におかれましては、良識あるご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げます、請願第6号に対する反対討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 私は、請願第6号 介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

今後日本は、より一層の高齢化社会を迎える中、介護に要する従事者の不足が歴然としています。団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる2025年には、全国で37万人以上、石川県では3,000人の介護従事者が不足すると、厚生労働省の発表でも予測をしております。

そのような中で、介護従事者の人材確保、離職防止が喫緊の課題となっております。国は、2015年4月の介護報酬改定では、介護サービスと介護保険制度の持続可能性の両方を維持するためとして、全体として介護報酬を引き下げ一方、処遇改善加算を充実するなどの改定が行われましたが、今後さらなる改定に向けて介護事業経営実態調査を実施することとしております。一方で、政府は、介護のための離職ゼロを目標に掲げており、そのためには、国の施策として介護人材の育成、確保、処遇改善を進める必要があります。

よって、国会、政府におかれましては、介護従事者の人材確保、離職防止、離職防止の実質的な対策、及び安全安心の介護を実現していくために、一つは、介護事業所と介護従事者が充実したサービスを提供できるよう、介護事業経営実態調査を踏まえ、介護報酬の引き上げを含む見直し等に向けた検討を行うこ

と。二つ目には、介護従事者の処遇改善を確実にを行い、介護従事者の確保定着を図るよう、請願をするものであります。

以上、請願第6号に賛成の立場から、議員各位のご配慮をお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**越後敏明議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**越後敏明議長** これより採決します。

まず、町長提出 議案第71号 平成28年度志賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第72号 平成28年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ないし第76号 平成28年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。



よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、町長提出 議案第 77 号 第 2 次志賀町総合計画基本構想の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 議案第 78 号 志賀町簡易水道事業等を志賀町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例について、及び第 79 号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 83 号 志賀町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、ないし第 87 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 90 号 志賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ないし第 92 号 志賀町体育施設の指定管理者の指定につ

いてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

請願第6号 介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2名)

**越後敏明議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

---

### 日程第3 定住対策及び人口流出対策に関する調査の件

**越後敏明議長** 次に、定住対策及び人口流出対策に関する調査の件を議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本件の特別委員会における調査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

定住対策特別委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦定住対策特別委員会委員長** はい、議長。

定住対策特別委員会委員長報告をいたします。

本特別委員会は、改選後の平成27年5月に設置され、この間、志賀町人口ビジョン及び創生総合戦略の勉強会、能登中核工業団地進出企業インタビュー、先進地視察などを経て、前任の委員会で策定した定住対策に関する提言の時点修正作業に取り組み、本日、執行部に対しましても、改訂版を配付させていただきました。

改訂内容を含む提言の内容ですが、改訂前と同様に6つの分野、人口推計、

人口動態、就業と雇用、結婚と子育て、住宅環境、教育環境の各分野にわたり再検討・再検証を行いました。最初に、データの観点から、平成 27 年実施の国勢調査の確定値を加えた更新と分析をしております。

それでは内容に入ります。まず、1 ページからの人口推計では、現行の第 1 次総合計画の計画満了年度となる平成 28 年の人口推計が 2 万 1,000 人に対し、27 年の国勢調査では 20,422 人で、石川県の人口推計調査での 28 年 10 月現在で 20,032 人となっており、総合計画の推計人口を千人近く下回る数値となっております。

また、階層別人口では、3 ページの人口ピラミッドのとおり、60 歳から 64 歳の、いわゆる団塊世代が最も多く、逆に、子どもを産み・育てる世代の青年層が少なく、少子化の原因がここで見ることができます。さらに、男女別で比較しますと、結婚適齢期の女性の転出が多いことがわかります。

続いて、人口動態では、合併直後、平成 17 年国調で 23,790 人に対して、10 年後の 27 年には 3,368 人減となり、率にして 14.2 パーセントの減少率であります。その要因としては、自然動態では、出生数で少子化が顕著化し、死亡も増加傾向にあります。中でも、3 ページ上段グラフが示しますように、富来地域の減少は深刻で、特にゼロ歳児出生数の減少は看過できない状況にあります。また、4 ページからは、集落ごとの人口の 5 年対比を載せておりますのでご参照ください。

続いて、8 ページの就業及び雇用では、本町企業の実態として、小売業、建設業、製造業の 3 業種で町全体の従業者数の半数を超え、能登中核工業団地及び堀松工場団地の比率は、全体の約 8 パーセントとなり、この 2 団地の雇用依存度が高いことが伺われます。

続いて、11 ページからの結婚と子育てですが、平成 27 年度国勢調査では、結婚率が下がる一方で、結婚適齢期の 20 歳から 44 歳までの男女の未婚率は約 41 パーセントと非常に高く、晩婚、未婚・非婚化が顕著に表れております。併せて、13 ページのとおり、離婚率が男女ともに大幅に上昇していることもわかりました。

続いて、14 ページの住宅環境についてです。町営住宅の入居状況や西山台ニュータウンの分譲状況などから見ますと、町内転入率が思ったほど伸びず、

町外者への売り込みの難しさを感じておりますが、開発・分譲が始まったみらいとうぶについては、町外者の土地購入が伸びており、さらなる売り込みに攻勢をかけていただきたいと思います。また、単身者を合せて高齢者世帯が2,200世帯を超えるまでに増えており、3軒に1軒が高齢世帯となり、見守り対策や集落での支援活動が益々必要になると思います。

続いて、16ページの地元進学状況についてであります。これは、町内中学校生徒の5年間の進路調査を行っております。地元中学校から志賀高校への進学率は、これまで23から33パーセントで推移しておりましたが、今年度は16パーセント余りと落ち込み、羽咋高校には及ばない結果となっております。地元の高校であるにもかかわらず、通学費を負担してでも町外の高校への進学が顕著化しておりますが、安易な観測や達観で見るのではなく、根本原因を追究し、原因解決を図って、志賀高校に進学者が増えるよう対策が望まれます。

以上が資料やデータから伺える主な課題等でありました。そこで、各分野の状況から、人口減少の原因について、次のことが推察されております。

1番目に、若年層の転出過多により、子どもを産む世代が減少している。2、少ない若年層間で結婚率が低下し、さらに晩婚化している。3番目に、子供を産む世代が少ない中で、出生率が低下している。以上の3点が相乗的に重なり、若年者が流出し、結婚率が低下、その結果、少子化に、そして少なくなった子供がさらに流出し、残った子供は結婚しないという負の連鎖が続くということでもあります。この連鎖を断たなければ、人口は急角度で減少の一途を辿るでしょう。

そこで、現状と原因がわかれば、その対応・対策につながるということで、提言の最後に基本計画として、施策・事業案を列挙しております。計画の内容につきましては、27ページ以降の基本計画に掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

ねらいとキャッチフレーズ、コンセプトについて、まず、ねらいは、若年流出から結婚率が低下、そして少子化になるという悪循環を断ち、人口減少率の低減を図るため、転出者の抑制と転入者及び結婚・出生数の向上を図ることとしております。住みやすさや住むメリットがある志賀町を目指すべきと考えます。基本コンセプトでは、志賀町にとどまる必然性の創出、奥能登からの人口

流出のせきにする、女性が住みやすく選んでもらえる志賀町に、を念頭に据え、職場と住まいの提供拠点を創出し、女性に配慮した施策を展開することにより、若年層の流出防止とU・I・Jターンの促進を図るとともに、能登の定住先進地を目指して、女性に焦点を当て、どこにも負けない子育て支援を図る施策を展開するということが、当特別委員会の考える人口対策であります。

現在、町におきましては、第2次志賀町総合計画が完成間近となり、基本構想が今定例会に提出され、このタイミングでの本提言の改訂版は機を逸した感はありませんが、人口減少対策問題は町全体の問題と捉えており、議会側としましては、提言については意義・意味のあるものとして捉えております。執行部におかれましては、機会があればぜひ本提言を参考、またはお役に立てていただけましたら幸いに存じます。

なお、当特別委員会は、この提言の改訂をもって、調査事項の終了を確認し、委員会の廃止を決定しました。調査にあたり、ご協力いただきました各位に御礼を申し上げ、定住対策特別委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**越後敏明議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

ただ今の定住対策特別委員会の委員長報告において、調査終了に伴う特別委員会の廃止報告がありました。

お諮りします。

ただ今報告のありました、定住対策特別委員会廃止の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

## 追加日程第1 定住対策特別委員会廃止の件

**越後敏明議長** 定住対策特別委員会廃止の件を議題とします。

お諮りします。

委員長報告のとおり、定住対策特別委員会を本日で廃止することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、本日で廃止することに決しました。

---

## 日程第4 町長追加提出 議案第93号及び第94号(説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**越後敏明議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第93号 志賀町立診療所条例の一部を改正する条例について、及び第94号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して議題とします。

両案に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る11月29日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただきました、条例の一部改正にかかる議案2件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第93号 志賀町立診療所条例の一部を改正する条例、及び議案第94号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、両医療機関が将来にわたり、安定的かつ継続的に良質な医療を提供し、地域住民にとって利便性の高い経営を目指していく上で、民間が有する経営のノウハウや高度な医療技術等を活用できるよう、経営形態の選択肢の一つとして、指定管理者制度を導入できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**越後敏明議長** 説明を終わります。

-----

( 質 疑 )

**越後敏明議長** これより、両案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----

( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**越後敏明議長** お諮りします。

両案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は、省略することに決しました。

-----

( 討 論 )

**越後敏明議長** これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 1 番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 私は、議案第 93 号 志賀町立診療所条例の一部を改正する条例について、議案第 94 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

私は、町立診療所や町立病院の運営についての検討は、大いにすべきと思いますが、経営形態まで検討する必要はなく、今までどおりの経営形態でよいとの立場から、議案第 93 号 志賀町立診療所条例の一部を改正する条例について、及び議案第 94 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、反対といたします。

議員各位のご同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**南正紀議員** 議長。

**越後敏明議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、本日、町長から追加提出されました、議案第 93 号 志賀町立診療所条例の一部を改正する条例について、及び議案第 94 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

ご承知のとおり、現在の多くの公立病院、とりわけ人口減少の進む病院については、経営の悪化や医師不足、看護師不足等の問題に直面し、地域に提供する医療に支障が生じ始めています。地域医療に欠かすことのできない不採算部門の医療の提供も重要な役割とされる公立病院を取り巻く環境は、厳しさを増すばかりです。そのような中、病院経営の健全化を保つためには、医療体制の整備、とくに医師が確保できるかどうかにかかっています。

しかしながら、これまでのように大学病院からの医師の派遣が困難にありつつある現状において、従来からの考え方を改めることも必要かもしれません。本町においても、これらの諸問題を解決するべく、小泉町長自ら大学病院を駆け回り医師の確保に奔走され、また、看護師、薬剤師の不足対策として、修学資金貸付制度の導入等、積極的な施策を講じておりますが、抜本的解決には至っておりません。

今後、加速度的に進む高齢化やそれに伴う交通弱者の増加等により、地域医療機関としての富来病院、志賀クリニックの重要性がますます高まることは必定であり、今般設置された町立富来病院・志賀クリニック運営検討委員会に大きな期待を寄せるものであります。

今回提出された議案第 93 号、94 号については、地域の安心の根幹である富来病院、志賀クリニックの経営形態を柔軟に選択できるよう条例の一部を改正するものであり、本町の病院が安定的に地域に医療を提供し続けるための先手の一手であり、賛意をもって可決すべきものと考えます。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもとでご賛同いただくことをお願い申し上げ、議案第 93 号及び第 94 号に対する賛成討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)



**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**越後敏明議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**越後敏明議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第 93 号 志賀町立診療所条例の一部を改正する条例  
についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 94 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

**越後敏明議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配  
付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題としま  
す。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議あ  
りませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**越後敏明議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 28 年第 4 回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後 2 時 52 分 閉会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第 49 号

閉会中の継続調査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

### 2 議長報告第 50 号

委員会審査報告書

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長

### 3 議長報告第 51 号

委員会調査報告書

- ・ 定住対策特別委員会委員長

### 4 議長報告第 52 号

入札結果報告について

(平成 28 年 12 月 8 日 14 件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 田 中 正 文

志賀町議会議員 富 澤 軒 康